

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cにアルバイト従業員として採用され、同社が経営するラーメン店の一つであるD本店（以下「ラーメン店」という。）に配属され、平成〇年〇月〇日まで勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の勤務を最後に出勤せず、退職扱いとなったが、同年〇月〇日に両足の痛みによりE病院に受診し「両側足底筋膜炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病はラーメン店での業務に起因して発症したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、改めて、請求人から提出された資料、請求人の勤務の状況、療養及び症状の経過並びに各医証について子細に検討したが、決定書理由第2の2の(2)に示された理由及び結論は妥当であり、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。